

③ 管理職の適材登用と適所への配置

小規模校およびへき地校に勤務する優秀な教員の中から適格者を管理職に登用するとともに、適所への配置につとめた。

なお、校長昇任の場合へき地学校2年、または、農山村5年以上の経験を有することが必須の資格条件とされ、また、「管理職資格考査」の受考資格条件もへき地、または農山村の経験を有することとされている。

(2) へき地学校教職員の経済的優遇策

① 研修旅費の支給

へき地学校勤務教職員の研修旅費として人事委員会指定校に勤務する教員1人に対し、4,000円、また、分校に勤務する教員1人に対し、3,000円が支給される。

② 4、5級地の学校に赴任する新採用教員に対する赴任旅費の支給。

③ へき地手当の支給。

人事委員会指定のへき地校に勤務する教職員に対し、給料と扶養手当の月額合計額に1級地から5級地までそれぞれ、8%、12%、16%、20%、25%を乗じて得た額をへき地手当として毎月支給されている。

また、へき地教育振興法の一部改正に伴って、へき地学校に準ずる学校に勤務する教職員に対して4%のへき地手当、及びへき地学校、またはへき地学校に準ずる学校に異動し、当該異動に伴って住居を移転した教職員に対して、へき地手当に準ずる手当が支給されることになる。

④ へき地教職員の特別昇給制度の実施

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する学校に勤務する教職員の功績に報い、併せて人事交流の促進と適正化を計るため昇給期間の短縮措置を行なっている。

勤務年数 級別区分	勤務年数			
	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上
5級・4級	6月短縮	12月短縮		
3級・2級	3月 "	9月 "	12月短縮	
1級	3月 "	6月 "	9月 "	12月短縮

(3) へき地学校教職員の配置に対する特別措置

へき地教育振興法第4条第2項に「都道府県は、へき地学校に勤務する教員、および職員の決定について特別の考慮を払わなければならない」とあるが、本県としては、へき地学校教職員の定数配置について、次のような措置を行なった。

① 小規模学校に対する補正教員（分校補正）の配置。

- 分校3校以上を有する学校に教員1名を増員する。
- 本校が3学級以下の小規模校で、分校を有する学校に教員1名を増員する。

② 単級、5複、4複の解消。

③ 3複について標準法通り児童数15人までを1学級に改善した。

④ 2複について1学級あたり児童・生徒数を標準法通り小学校では22人まで、中学校では15人までとする。

⑤ へき地校におよそ9校につき1人の割合で養護教員を増員する。

(4) 教育事務所指定へき地校の通減

へき地校の県全体の学校数に対する割合が大きく、円満なへき地交流がきわめて困難であること、および交通事情その他の改善によるへき地の変化等から検討し、教育事務所指定のへき地校を次の通り解消した。

教育事務所指定校数

年度	小学校		中学校		計	
	指定校数	全校数に対する割合	指定校数	全校数に対する割合	指定校数	全校数に対する割合
昭和41	117	% 15	33	% 11	150	% 13
" 42	85	11	25	8	110	10
" 43	67	9	22	7	89	8
" 44	37	5	11	4	41	5
" 45	29	4	9	3	38	4
" 46	19	3	8	3	27	3

(5) 学校、学級規模の適正化

本県のへき地校には、小規模校や分校が多く、また児童・生徒数が少ないため複式学級が多いので学習指導に困難をきたしている。

したがって、学校の統廃合をはかり教育条件の改善をはかった。

統廃合状況は次のとおりである。

小学校

- 2校を統合した件数——1
- 廃止した本校数——2
- 廃止した分校数——16

中学校

- 2校を統合した件数——2
- 3校を統合した件数——2
- 4校を統合した件数——1

3. 今後の問題点

(1) へき地校の教職員の充実をはかること。

へき地校に勤務する教職員の年令別構成から見て中堅教員が少ないことにかんがみ、これが解決のため、へき地に勤務する教職員の優遇策、地元の受入れ体制の整備、へき地派遣制度の推進が必要である。

(2) へき地と都市、平地との人事交流を推進すること。

高度へき地に勤務する教職員の転出についての優先人事、へき地勤務未経験者についての計画的へき地転入等すすめて来たが、今後はさらに計画的広域交流を推進する必要がある。

(3) 施設設備の充実と学習指導法の改善をはかること。

教育機器の導入等施設設備、教材教具の充実により学習指導法 困難性を打開し、学習の能率化や個別化を促進し教育水準の向上をはかる必要がある。

(4) 福島県へき地教育振興会との協力をいっそう強化する。

本県へき地教育振興会は、昭和25年に県民の友愛精神から発足し、以来20余年間の長きにわたりへき地教育振興のために多大の貢献をして来た団体であり、今後はさらに、密接な連絡提携のもとに協力を強化しへき地教育の振興をはかる必要がある。